



平成30年7月31日
中国電力株式会社

道路占用許可（共架電線類）の適正化について

当社は、自治体が管理する道路上の他社の電柱に設置している共架電線類について、本来実施すべき道路占用許可の申請を実施していない箇所があることを確認し、適正化に取り組んでまいりました（平成29年5月31日お知らせ済み）。

このたび、関係するすべての自治体から共架電線類に係る道路占用許可を受領しましたので、お知らせします。

関係される皆さまにご迷惑をおかけしましたことをあらためてお詫び申し上げるとともに、再発防止を徹底し、適正な業務運営に努めてまいります。

【適正化箇所数】

(万箇所)

鳥取	島根	岡山	広島	山口	その他※	合計
0.6	1.1	1.7	2.0	1.4	0.1	6.9

※愛媛県，香川県および兵庫県の一部地域

以上

本件に係る原因分析と再発防止策

1. 原因分析について

本件業務に携わる社員に対して、社内ルールや担当者への教育内容、業務工程、業務システムの仕様等を確認するとともに、本事案が発生した理由とその背景、本事案の受け止め等について聞き取り調査を実施しました。

この結果、以下の3つの原因があると判断しています。

- (1) 多くの社員における申請の重要性や必要性の認識不足といった「意識面」の原因
- (2) 本社（業務主管箇所）における管理意識の不足、不十分な管理といった「本社管理面」の原因
- (3) 不明確な社内ルール、不十分な社内教育、申請の必要性を認識・共有させる仕組みの欠如といった「業務運営面」の原因

2. 再発防止策について

(1)～(3)それぞれの原因に対して、以下の再発防止策を策定し、平成29年12月までにすべての取り組みを開始しています。

- (1) 社員の意識改革
 - ・本社・現業機関での本事案に係る話し合い研修の実施
 - ・コンプライアンス推進施策の見直し
- (2) 本社（業務主管箇所）における管理箇所の明確化
 - ・現業機関の道路占用許可申請に係る業務運営全般の管理箇所の明確化
- (3) 社内ルールの明確化・教育の徹底
 - ・設計担当者向けマニュアルの改正および研修による改正内容の周知徹底
 - ・道路占用許可申請に係る関係システムの改良
 - ・社内および他社とも情報共有を図る仕組みの構築

以 上